

柳井学園高等学校

新型コロナウイルス感染症

対応計画

令和2年（2020年）4月

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 基本的な感染防止対策の徹底

- (1) 健康観察（検温結果をフォーサイトに記入確認）
- (2) 手洗い・咳エチケット
- (3) 教室環境・換気（入り口は常時開放）
- (4) 校舎の消毒等（教員が分担して、ドアノブや生徒が触る可能性がある場所）

2 教育活動実施上の留意点

- (1) 学習指導上の留意点
- (2) 学校行事等における留意点
- (3) 部活動における留意点
- (4) 寮生活における留意点
- (5) その他の留意点

II 教職員の感染防止に向けた対応方針

1 職員室・事務室・準備室等における対策

- (1) 職場での感染防止行動
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等
- (3) 妊娠中の女性教職員への配慮

2 教職員の移動の際の感染防止対策

- (1) 通勤について
- (2) 出張について
- (3) 私的な移動について

3 教職員の勤務・サービス

- (1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について
- (2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱いについて

III 感染者が発生した場合の対応計画

1 校内体制の整備

2 校内で感染者が発生した場合の対応

- (1) 対策本部や各チームにおける対応

- (2) 初動対応の詳細
- (3) 校内で感染がまん延した場合の対応

3 連絡体制の整備と確認

- (1) 関係機関への連絡
- (2) 教職員との連絡
- (3) 保護者、児童生徒等との連絡
- (4) 連携体制の引継ぎ

別紙1 新型コロナウイルス感染に係る情報整理（月 日 時 分）

別紙2 感染者（ ）との接触者リスト（月 日時点）

別紙3 緊急連絡先一覧

○ 参考資料

資料1 新型コロナウイルスに負けない！

～みんなで心がけよう 感染予防の7か条～（山口県）

資料2 新型コロナウイルスに関する相談について（山口県）

資料3 新型コロナウイルス対策（厚生労働省、経済産業省）

参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

活用に当たって

- 文部科学省ウェブページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」に掲載される最新の情報を常に確認し、参考にする。

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 基本的な感染防止対策の徹底 資料 1

学校再開に向けた感染防止対策や学校保健管理体制の整備に当たっては、校種や学校規模、生徒等の現状を踏まえるとともに、必要に応じて学校医や学校薬剤師等に専門的な知見に基づく助言を求め、その充実を図ることが重要である。

また、家庭と連携を図り、生徒等の免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動を心掛けることや、不要不急の外出を控えることなどに対して、協力を得ることが大切である。

(1) 健康観察

- ・生徒の健康観察については、家庭での毎朝の検温結果を「フォーサイト」手帳の日付欄等に記入する。併せて風邪症状がないか等健康状態を把握し、発熱等の症状がみられる時は、自宅で休養するように家庭と連携して指導する。
- ・朝のホームルーム時に、健康観察を実施するとともに、検温結果を確認する。健康観察は、健康観察表を用いて実施する。
- ・家族内の発熱者や県外の家族との接触の有無について確認する。
- ・朝の検温が未測定の子供については、検温会場(会議室)で測定し、その結果に応じて対処し、早退等の場合は家庭と連絡をとり適切に指導する。
- ・授業時、体調不良を訴える生徒については、適切に指導するとともに検温を実施し、発熱等がみられる場合は、家庭と連絡をとり適切に対処する。

【家庭との連携】

- ・①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む。）場合、②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、特に、基礎疾患等のある生徒等は、①②の状態が2日程度続く場合は、医療機関(かかりつけ医、最寄りの保健所等)に電話連絡し、指示に従うよう促す。資料 2
- ・生徒等・教職員及びその家族に、新型コロナウイルス感染症等が疑われる症状が出た場合、県又は下関市が設置した窓口にご相談するとともに、相談した結果を、早急に学校に連絡するよう周知しておく。

- ・PCR検査の結果も含め、常に生徒等の健康に関する情報が学校に入るように、家庭に周知、協力を依頼しておく。

(2) 手洗い・咳エチケット

- ・登校時、外から教室に入る前、トイレの後、昼食の前後に加え、共用の用具や物品の使用後等、流水と石けんで手洗いをするように指導する。(手指消毒用アルコールがある場合は、それに加え、教室に入る前に消毒する。体育館・弓道場・パソコン教室等)
- ・咳エチケット(マスクの着用)を徹底する。
- ・集団感染のリスクをさけるため、登校時から全員のマスク着用を徹底する。

【家庭との連携】

- ・手作りマスクの作成を家庭に依頼をしたり、発達の段階に応じて作成方法を生徒に指導したりして、手作りマスクの普及とマスク着用に努める。
- ・文部科学省「子供の学び応援コンテンツ集」にある「手作りマスクの作成方法」参照。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(3) 教室環境・換気

- ・感染防止の「3つの密」をつくらない。(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な距離での会話や発声)
- ・始業前に、教員が廊下・教室の窓をあける。天候等に応じ、窓を対角線上に開けたりなど工夫する。
- ・各授業前に、授業者は窓の開閉を確認する。
- ・空調や衣服による温度調節を含め、温度等の管理に努める。

(4) 校舎の消毒等

- ・生徒や教職員が多く触れる場所(ドアノブ・手すり・スイッチ・電話・トイレ等)を生徒が登校する前に、各職員は、担当場所を次亜塩素酸ナトリウム希釈液で消毒する。(必要に応じて消毒回数を増やす。)

【次亜塩素酸ナトリウム希釈液の使用及び保管の際の注意事項】 資料3

- ・使用する漂白剤の注意事項をよく読み、使用する際は十分換気をする。
- ・使用の際は必ずゴム手袋等を装着し、手指消毒等には絶対に使用しない。
- ・次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用した消毒の後は、水拭きを行う。
- ・商品により塩素濃度が異なるので、表示などを確認する。
- ・ペットボトルで保管するときは、誤飲しないよう、容器に目立つように薬品名や濃度を記入する。
- ・保存の際は、直射日光の当たらない場所で保管する。

2 教育活動実施上の留意点

(1) 学習指導上の留意点

ア 共通の留意点

- ・窓、戸をできるかぎり空け、生徒、教員は必ずマスクを着用し授業を行う。
- ・感染防止の「3つの密」(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声)が重なる場を徹底的に避ける。
- ・アクティブラーニング型授業(ペア学習、グループ学習)など、生徒同士で活動する授業は当面はさける。

イ 各教科における留意点

- ・特別教室の使用や少人数指導を行うなど、教室において、生徒同士及び生徒と教員の間には十分な距離をとる。場合によっては特別教室の使用を制限する。
- ・共用の教材、教具、機器などを適切に消毒するとともに、使用する前後で手洗い・除菌行為を徹底する。
- ・感染の可能性が高いと考えられる活動については、年間指導計画を見直す。
- ・体育の授業後には必ず手洗い・除菌行為を徹底する。

(2) 学校行事等における留意点

- ・それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・実施に当たっては、実施内容や方法(例えば半日での開催など)を検討するとともに、必要に

応じて行事の中止や延期も検討する。

- ・学校開放を伴う行事の実施に当たっては、参加人数を最小限とし、参加者に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底する。また、可能であれば、手指消毒用アルコール等の準備をする。

(3) 部活動における留意点

- ・生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動の参加をさせない。
- ・生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、「短時間の利用」や「交代での利用」に努める。
- ・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（可能であれば消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止に努める。
- ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ・部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握する。
- ・部活動の活動時間等については、感染拡大防止の観点から、より短時間で効果的な活動とする。
- ・これらの留意点について、学校内での共通理解のもと、生徒とその保護者にも説明し、了解を得たうえで部活動を実施する。

(4) 寮生活における留意点

- ・朝夕検温させる。
- ・熱がある場合は他の寮生と接触させず、すぐに待機部屋に隔離する。
- ・隔離後、すぐに学校医に相談し、受診させる等の指導を受ける。
(場合によっては保健所へも相談する。)
- ・保護者に自家用車で迎えにきてもらい、帰省させる。
- ・食事、入浴は密接な空間を作らないように、時間をずらす。

(5) その他の留意点

- ・昼食時は密集せず、各自で昼食を取るよう指導する。
- ・生徒が密集する時間帯の自動販売機の使用を禁止する。

II 教職員の感染防止に向けた対応方針

感染拡大を防止するため、教職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組む。

1 職員室・事務室・準備室等における対策

(1) 職場での感染防止行動

感染拡大を防止するため、以下の措置を講じる。

ア 換気の徹底等

- こまめな換気を徹底する。(出入口は、常時開放)
 - ・ 複数の窓がある場合は、2方向の壁の窓を開放する。
 - ・ 窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。

イ 接触感染の防止

- 石けんによるこまめな手洗いを徹底する。
- 手指消毒用アルコールが入手可能な場合には、職場に備え付けて使用する。
- 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請する。

ウ 飛沫感染の防止

- 咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により、風通しをよくする等の工夫をする。
- 職場では、人と人との間に十分な距離（1メートル以上）を確保する。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）。
 - ・ 人が集まる形での会議等については、開催の必要性を慎重に検討する。

- ・ 会議をやむを得ず開催する場合は、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な近距離での会話や発声）が重ならない場となることを徹底する。

○ 外来者等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用する。そして、職員室での外来者の入室は許可しない。

○ その他、「3つの密」とならないよう、施設の利用方法について検討する。

エ 一般的な健康確保措置の徹底等

○ 疲労の蓄積が易感染性につながることから、適切な業務時間管理にも留意する。

○ 一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠確保を心掛けるなど健康管理を行う。

○ 職場において、毎日、始業時に教職員の健康観察を実施し、状態を把握する。その際には、家庭での検温の状況や風邪症状等を必ず確認する。

（2）新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

校長は、関係省庁、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を教職員に周知する。

（3）妊娠中の女性教職員への配慮

校長は、妊娠中の女性教職員に対して、厚生労働省がとりまとめた妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策のホームページを参考にして配慮する。（厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html）

2 教職員の移動の際の感染防止対策

当面の間、以下のとおりの対応とする。

(1) 通勤について

- 可能な場合には公共交通機関を利用しない方法を検討する。
 - ・ 電車等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制するとともに、車内換気に協力する。
- 出勤・帰宅時の手洗いを徹底し、可能であれば、手指の消毒を行う。
- 感染者が急増している地域からの通勤者については、在宅勤務を検討する。

(2) 出張について

ア 県外への出張

- 県外への出張については、原則として延期又は中止とする。
 - ・ やむを得ず命じる必要がある場合は、校長は事前に学事文書課と協議する。
 - ・ 県外に出張した教職員については、帰県後、2週間は原則として在宅勤務とし、日々の検温等、健康管理を徹底する。

イ 県内の出張

- 電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等を可能な限り回避する。
- 出張する場合は、「3つの密」の回避や移動手段の検討、マスクの着用などの感染防止対策を十分に徹底する。
- 可能な場合には公共交通機関を利用しない方法を検討する。
 - ・ 電車等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制するとともに、車内換気に協力する。

(3) 私的な移動について

ア 県外への移動

- 私的な県外への移動・外出については、不要不急なもの以外は行わない。
- 県外に行かざるを得ないと考える場合、教職員は、校長に事前に申し出る。
 - ・申出があった場合、校長は事情等を確認し、自粛も含め適切な指導を行う。
 - ・県外に出た教職員は、帰県後、2週間は原則として在宅勤務とし、日々の検温等、健康管理を徹底する。また、校長は該当の教職員の状況を学事文書課に報告する。

イ 県内の移動

- 県内の外出についても、必要最小限度に留めるように努める。

ウ 移動の際の感染防止対策

- 県内外を問わず、「3つの密」の回避や移動手段の検討、手洗いの徹底、マスクの着用などの感染防止対策を十分に徹底する。

3 教職員の勤務・サービス

校長は、教職員が安心して休暇取得や在宅勤務ができる体制を整えておく。また、当面の間、以下のとおりの対応とする。

(1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について

- 教職員は、出勤を控えるとともに、その間の外出を自粛する。
- 教職員は、医療機関を受診するなど、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用を控える。
- 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」に該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合

には、その指示に従う。教職員はその結果を校長に報告する。

(2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について

- 教職員は、自分がPCR検査を受けることとなった場合、直ちに校長に報告する。
- 校長は、教職員がPCR検査を受けることとなった時点で、教職員の時系列での行動記録の整理を行う。(別紙1参照)

(3) 新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱い

ア 取得できる休暇

態 様	取得できる休暇	備考
教職員に新型コロナウイルスへの感染（疑似症も含む）が確認された場合	病気休暇	
教職員が検疫法に基づく「停留措置」を受けた場合	特別休暇 (出勤困難)	
教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
感染症法に基づき、教職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場		

合		
学校等の臨時休業による子等の世話のために出勤できない場合等		

イ 在宅勤務の対象

公私を問わず県外に外出した教職員については、外出日の翌日から起算して2週間
同居の親族等に県外からの帰省者がいる教職員については、帰省日の翌日から起算して2週間
出勤しないことがやむを得ないと校長が認めた教職員 例：重症化リスクが高い（基礎疾患がある、妊娠中等）、感染疑いの者と同一空間に一定時間以上いた、特定警戒都道府県から通勤している、出勤しないことについて医師又は保健所等の公的機関からの指導・助言があった等
臨時休業が行われている学校で校長が指定した教職員

Ⅲ 感染者が発生した場合の対応計画

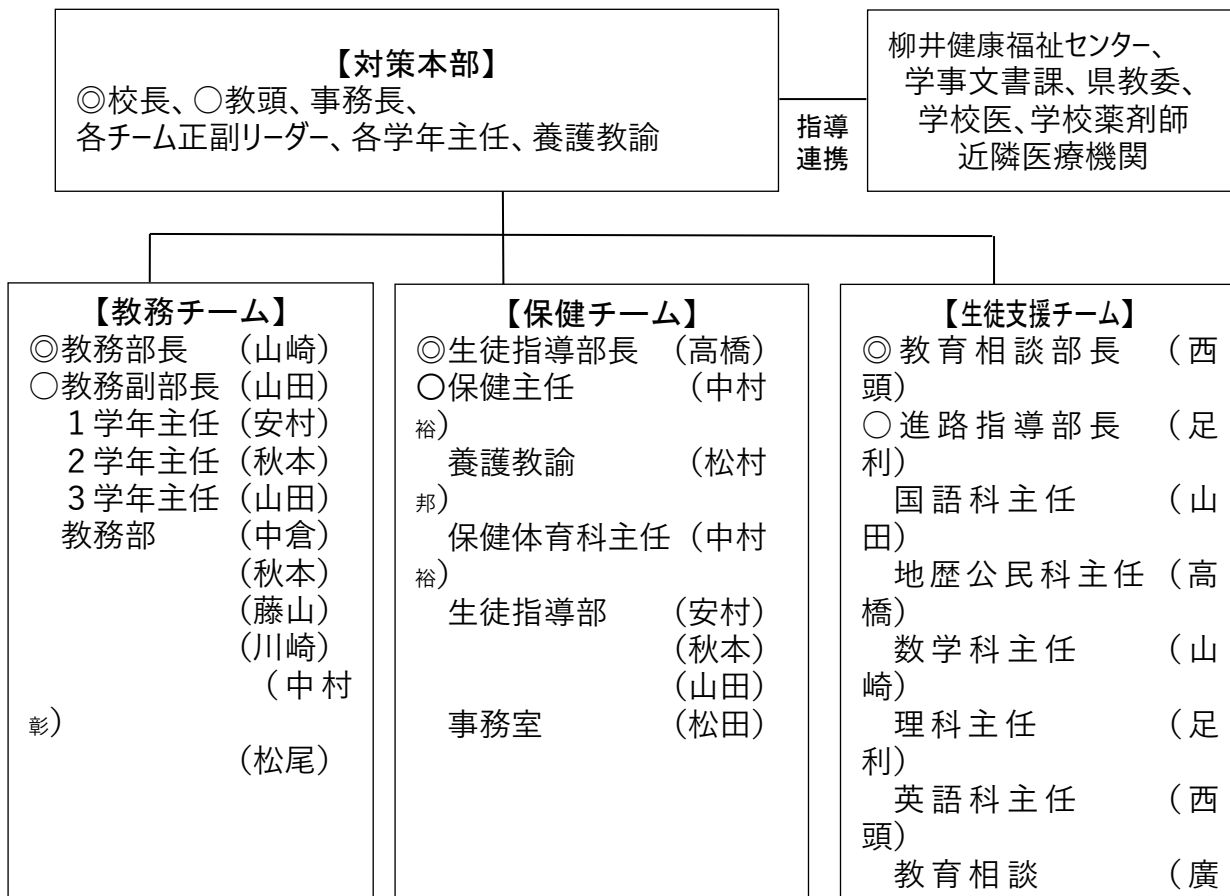
1 校内体制

対応チーム	主な役割
対策本部	対応の総括・指示、保健所との連絡・調整、情報発信、記録
教務チーム	学校行事の調整、学習課題の集約、学習指導方法等の検討
保健チーム	感染防止対策の指導、生徒の健康状況の集約
生徒支援チーム	生徒の健康状況・学習状況の確認、心のケア

2 組織図

○ 図のとおりとする（◎リーダー、○副リーダー）。

○ 対策本部は、保健所の指導の下、県教育委員会や学校医、医療機関等と連携し対応を決定する。



2 校内で感染者が発生した場合の対応

(1) 対策本部や各チームにおける対応

	担当者 ◎リーダー ○副リーダー	学校再開時	発生時・発生早期 (初動対応)	臨時休業時
対策本部	◎校長 ○教頭 事務長 チームリーダー チーム副リーダー 各学年主任 養護教諭	<input type="checkbox"/> 学校の対応を確認 (「学校再開に向けたチェックリスト」 参考 による) <input type="checkbox"/> 感染防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> 感染者発生時の対応の徹底 <input type="checkbox"/> 生徒・教職員の健康状況の確認 <input type="checkbox"/> 県内等の感染状況の確認 <input type="checkbox"/> 教職員又は生徒のPCR検査受検等の情報を把握 → 受検報告があった時点で感染者発生時の対応準備を加速	①教職員又は生徒の感染情報を把握 ②学事文書課・県教委学校安全・体育課への速報(電話による) ③対策本部招集、全教職員への連絡 ④保健所との対応窓口の決定 ⑤保健所の指導の下、対応を検討 ⑥感染者に係る詳細な情報収集 ⑦感染者との接触者(教職員・生徒等)のリストを学事文書課と保健所に提供 ⑧教職員勤務体制の整備(教職員に濃厚接触者等がいることを想定) ⑨PTA会長への連絡 ⑩保護者宛て連絡内容の検討 → 緊急メール等により保護者への連絡(自宅待機の指示等) ⑪感染者及びその家庭への支援 ⑫報道対応	<input type="checkbox"/> 保健所の指導による対応を継続 <input type="checkbox"/> 生徒・教職員の健康状況の確認 <input type="checkbox"/> 随時、保護者宛て連絡内容の検討 → 電話、学校ホームページ等による情報発信 <input type="checkbox"/> 消毒作業に係る学事文書課との調整 <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援 <input type="checkbox"/> 教職員勤務体制の調整(在宅勤務等) <input type="checkbox"/> 臨時休業中に新たに感染者が発生した場合の対応確認 <input type="checkbox"/> 学校再開に向けた対応協議
	◎教務部長 各学年主任	<input type="checkbox"/> 学習環境の確認 <input type="checkbox"/> 教育活動実施上の留意点の徹底	⑬感染者との接触者(教職員・生徒等)のリスト作成 ⑭臨時休業中の学習課題を整理	<input type="checkbox"/> 学校行事等の日程調整 <input type="checkbox"/> 継続的に学習課題を調整 <input type="checkbox"/> 生徒の学習支援方法等の検討 (臨時休業が2週間以上になる場合) <input type="checkbox"/> 登校日の調整
	◎生徒指導部長 ○保健主任 養護教諭 保健体育科主任 事務長	<input type="checkbox"/> 感染防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> 生徒の健康状況の集約 <input type="checkbox"/> 体調不良時の対応の徹底	⑩学校医への連絡 ⑭感染者及びその家庭への支援 ⑮業者対応	<input type="checkbox"/> 生徒の健康状況の集約 <input type="checkbox"/> 臨時休業中の保健指導 <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援
	◎教育相談 ○進路指導部長 各教科主任 (保健チームを除く)	<input type="checkbox"/> 日々の健康観察(健康カード等) <input type="checkbox"/> 体調不良時の対応の徹底 <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡方法の再確認(緊急メール、学校ウェブページの周知・徹底) <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーとの連携 <input type="checkbox"/> 健康観察アプリの活用等を検討	⑯感染者との接触者(生徒等)のリスト作成 ⑰臨時休業に係る事前指導(健康観察・学習課題等の連絡)	<input type="checkbox"/> 家庭訪問・電話連絡等による支援 <input type="checkbox"/> 学習課題の検討

新型コロナウイルス感染者(教職員又は生徒)の発生

(2) 初動対応の詳細

① 教職員又は生徒の感染情報を把握

【教職員の場合】

- ・校長が、当該教職員又は家族等からの第1報を受け、感染情報を把握する。

【生徒の場合】

- ・担任等教職員が、当該生徒の保護者等からの第1報を受ける。
- ・連絡を受けた教職員が速やかに校長に報告し、校長が感染情報を把握する。
 - ※ 第1報を受けた際、**別紙1**を用いるなどにより、可能な範囲で情報を収集・整理する。

② 学事文書課への速報

- ・校長が、電話により学事文書課（083-933-2138）に第1報を入れる。
- ・休日や夜間の場合は、校長が、学事文書課に電話する。

③ 対策本部招集、全教職員への連絡

- ・校長が、対策本部を招集する。各チームリーダーを通じて全教職員が感染情報を共有する。

④ 保健所との対応窓口の決定

- ・対策本部において、保健所との窓口を事務長に決定する。

⑤ 保健所の指導の下、対応を検討

- ・事務長が保健所からの連絡を受け、対策本部で連絡内容を共有する。
- ・対策本部は学事文書課と連携して、対応を検討する。

⑥ 感染者に係る詳細な情報収集 → 感染者との接触者のリスト作成

【教職員の場合】

- ・事務長及び教務チームが、可能な範囲で当該教職員の時系列での行動記録を整理する。

校務分掌（教科、HR、部活動、分掌等）、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、部活動の状況（所属生徒数、活動状況、生徒との接触状況）、校外活動状況等 **別紙4**

- ・事務長及び教務チームが、可能な範囲で当該教職員との接触者のリストを作成する。**別紙2**

【生徒の場合】

- ・生徒支援チームが、生徒のプライバシーに配慮し、学校が把握している範囲で当該生徒の時系列での行動記録を整理する。

HR、部活動、通学手段、直近2週間の学校のスケジュール、出席状況、部活動の状況（所属生徒数、活動状況、他生徒や部顧問との接触状況）等

- ・生徒支援チームが、可能な範囲で当該生徒との接触者のリスト**別紙2**を作成する。

⑦ 感染者との接触者のリストを学事文書課と保健所に提供

- ・事務長が、感染者との接触者の行動記録やリストを学事文書課と保健所に提供する。

⑧ 教職員の勤務体制の整備

- ・校長が中心となって対策本部において、濃厚接触者等を把握した上で、各チームの編成について調整する。

⑨ P T A 会長への連絡

・校長が、P T A 会長に電話で、感染者発生情報を伝える。個人情報に留意する。

⑩ 学校医への連絡

・養護教諭が、学校医に電話で、感染者発生情報を伝える。

⑪ 保護者宛て連絡内容の検討 → 電話により保護者への連絡

・教頭が、保護者宛て連絡内容を整理し、電話・学校ホームページ等を活用して、生徒の自宅待機等について連絡する。

⑫ 臨時休業中の学習課題の整理

・教務チーム各学年担当が、各教科の学習課題等を取りまとめる。

⑬ 臨時休業に係る事前指導

・臨時休業に入る前に、各学年主任等が、臨時休業中の学習課題や健康観察について、生徒に連絡する。

⑭ 感染者及びその家庭への支援

・校長を始め、対策本部（教職員の場合）又は保健チーム（生徒の場合）が、状況に応じて、感染者の家庭と連絡を取り支援に努める。

⑮ 報道対応

・窓口を校長に一本化する。

・校長は、報道対応に向けて、学事文書課と連携を図りながら情報を収集・整理する。

⑯ 業者対応

・事務室及び各担当者が、臨時休業の状況を踏まえて、業者との連絡を行う。

(3) 校内で感染がまん延した場合の対応

- 当該学校での対応が困難な場合は、校長の要請に基づき、学事文書課が学校と連携して必要な対応を行う。

3 連絡体制の整備と確認

(1) 関係機関への連絡

- 最寄りの保健所、学事文書課、学校医、P T A、など、緊急連絡先一覧（別紙4）を作成し、教職員間で共有する。

(2) 教職員との連絡

- 緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有する。
- 校長は、教職員が感染者となった場合の緊急連絡先（本人以外）を可能な範囲で把握しておく。

(3) 保護者、生徒との連絡

- 保護者への連絡体制（電話による連絡）を確認する。また、学校ホームページを活用した情報提供方法を検討する。

(4) 連携体制の引継ぎ

- 校内で感染がまん延した場合に備えて、上記の連絡体制を学事文書課に引き継げるように準備しておく。

新型コロナウイルス感染に係る情報整理 (月 日 時 分)

項 目	内 容
氏 名 (年齢)	(生徒の場合： 科 年 組 番) () 電話番号：
感染発覚の経緯	
家族構成	
最近の行動記録	<p>■学校内の状況</p> <p>○出勤・出席状況、主な活動等</p> <p>○部活動 (部)</p> <p>■学校外の状況</p>
その他	

感染者 () との接触者リスト (月 日時点)

月日	接触者グループ等 HR、部活動等を記入	内容 活動内容等を具体的に記入	備考

別紙 3

緊急連絡先一覧

関係機関等		担当者等	電話番号	担当
柳井健康福祉センター			0820-22-3631	松田
山口総務部学事文書課		私学振興班	083-933-2138	校長
県教育委員会		学校安全・体育課	083-933-4670	校長
		高校教育課	083-933-4620	
		特別支援教育推進室	083-933-4615	
		教職員課	083-933-4540	
学校医	内科	浜田内科	0820-23-1137	松村邦
	歯科	上田歯科	0820-22-1104	松村邦
	眼科	志熊眼科	0820-22-0148	松村邦
	耳鼻咽喉科	吉浦耳鼻咽喉科	0820-22-2269	松村邦
学校薬剤師		宮本薬局	0820-22-0052	松村邦
総合病院		周東総合病院	0820-22-3456	
		平生クリニックセンター	0820-56-2000	
PTA会長		浜田 篤志	(学校で把握)	
教職員				松田

学校再開に向けたチェックリスト

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の健康観察を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 「3つの密」(換気の悪い密閉空間, 多くの人が密集, 密接な距離での会話や発声)が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員間で確認しましたか？
- 関係機関、教職員、保護者・児童生徒等の連絡体制を確認しましたか？
- 学習活動の実施に当たり、実施上の留意点等について教職員間で確認しましたか？
- 学校行事の実施に当たり、実施内容や方法等を工夫しましたか？
- 部活動の実施に当たり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行いましたか？
- 教職員の移動や勤務・サービス等について、教職員間で共通理解を図りましたか？
- 感染者発生時の対応計画を作成し、教職員間で共通理解を図りましたか？

参 考 資 料

新型コロナウイルスに負けない！



～ みんなで心がけよう 感染予防の7か条 ～

みん

みんなの食べ物はひとりずつに分けよう

大きなお皿にたくさんのお菓子などを入れて、みんなで取るのはやめましょう。
自分のものを食べるのは自分だけ。友達と交換したりするのもやめましょう。

な

流れる水と石けんで、しっかり手洗い

指先・指と指の間・手首まで丁寧に。水で洗えないときは、アルコール手指消毒も効果があります。外から戻った時、食べる前、咳・くしゃみ・鼻をかんだ後など、こまめに洗いましょう。

で

出る咳・くしゃみのしぶきを飛ばさない

咳やくしゃみが出る時は、マスクを着けましょう。
マスクを着けていないときは、ハンカチやティッシュ等で
口と鼻を覆い、ひとからは顔をそむけましょう。



た

体温測定を1日2回して記録

体温を記録し、その変化に注意しましょう。体調管理上、目安になります。



い

いつもと違う体調なら、お休みしましょう

熱がある、咳や鼻水が出るなど、体調が良くない時にはお休みしましょう。

さ

触るところはこまめに消毒

次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）や消毒用アルコール（70%）による拭き取りが効果的です。

（ドアノブ・テーブル・スイッチ・トイレ・遊具・本など。）

く

空気の入替え、1時間ごとに

1～2時間に1回、5～10分を目安に新鮮な空気を入れましょう。

新型コロナウイルスに関する相談について

相談窓口(帰国者・接触者相談センター)

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、県民の方の不安を解消するため、電話相談窓口を設置しています。



保 健 所	岩国健康福祉センター		0 8 2 7 - 2 9 - 1 5 2 3
	柳井健康福祉センター		0 8 2 0 - 2 2 - 3 6 3 1
	周南健康福祉センター		0 8 3 4 - 3 3 - 6 4 2 3
	山口健康福祉センター		0 8 3 - 9 3 4 - 2 5 3 3
	山口健康福祉センター防府支所		0 8 3 5 - 2 2 - 3 7 4 0
	宇部健康福祉センター		0 8 3 6 - 3 1 - 3 2 0 3
	長門健康福祉センター		0 8 3 7 - 2 2 - 2 8 1 1
	萩健康福祉センター		0 8 3 8 - 2 5 - 2 6 6 7
	下関市立下関保健所	※	0 8 3 - 2 5 0 - 7 7 7 8
	県健康増進課	※	0 8 3 - 9 3 3 - 3 5 0 2

【受付時間】 9:00～17:00 (多言語対応可能)

※土日・祝日は、県健康増進課、下関市民の方は、下関市立下関保健所で対応します。

帰国者・接触者の方からの電話相談について(帰国者・接触者相談センター)

新型コロナウイルス感染症が疑われて、症状がある場合は、**受診する前に必ず、上記、最寄りの保健所に電話**してください。

緊急を要する場合は、受付時間外でも、ご相談に応じます。また、必要に応じて、医療機関を紹介いたします。

○ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)

○ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方



※高齢者・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、この状態が2日程度続く場合にはご相談ください。

※妊婦の方については、念のため、早めにご相談ください。

<相談・受診の前に心がけていただきたいこと>

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

新型コロナウイルス感染症についての最新情報は、厚生労働省HPをご覧ください。

新型コロナ 厚生労働省

山 口 県



新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



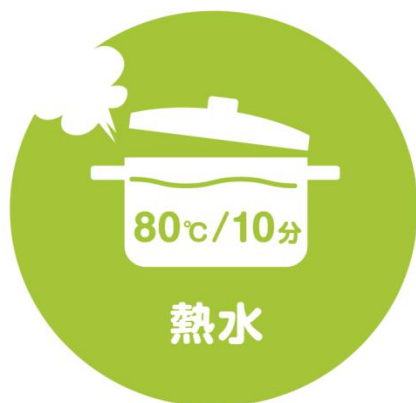
手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

【注意】

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

山口県総務部学事文書課

私学振興班

TEL : 083-933-2138

FAX : 083-933-2137

(県教育委員会における担当課)

山口県教育庁 教職員課

TEL : 083-933-4555

FAX : 083-933-4559

山口県教育庁 義務教育課

TEL : 083-933-4590

FAX : 083-933-4609

山口県教育庁 高校教育課

TEL : 083-933-4620

FAX : 083-933-4619

山口県教育庁 特別支援教育推進室

TEL : 083-933-4615

FAX : 083-933-4619

山口県教育庁 学校安全・体育課